

政令第 号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十
六条第一項及び金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第二条第一項第四号の規定に基
づき、この政令を制定する。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「及び第二項第一号から第三号まで」を「並びに第二項第一号、第二号、第四号及び第五号」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正

する。

第三条第九号中「。同法第三百三十条の二第一項、第三百三十六条の三第一項第二号（同法第六百六十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第五百五十九条の二第一項を除く。」を削り、同条に次の一号を加える。

二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）

附 則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

理 由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構が行う業務のうち住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十九条の規定による登録住宅の改良に必要な資金の貸付けを一定の金融機関に委託することができることとする等の必要があるからである。